

議案第18号

葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

障害者福祉センターに分室を設置するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

第1条 葛飾区障害者福祉センター条例（平成16年葛飾区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

2 障害者福祉センターに分室を設置し、その名称及び位置は次の表のとおりとする。

名称	位置
葛飾区障害者福祉センター堀切分室	東京都葛飾区堀切三丁目34番1号
〃 障害者福祉センター水元分室	〃 水元四丁目6番15号

第2条に次の1項を加える。

2 前条第2項の分室に設置する施設の名称及び種別並びに当該施設において行う事業は、次の表のとおりとする。

分室の名称	施設の名称	施設の種別	事業
葛飾区障害者福祉センター堀切分室	子ども発達センター堀切分室	児童発達支援事業を行う施設（以下「児童発達支援事業所」という。）	(1) 児童発達支援事業 (2) その他区長が必要と認める事業
〃 障害者福祉セ	子ども発達センタ	児童発達支援事業	(1) 児童発達支援

ンター水元分室	一水元分室	所	事業 (2) その他区長が 必要と認める事 業
---------	-------	---	----------------------------------

第4条の見出し中「子ども発達センター」を「子ども発達センター等」に改め、同条中「子ども発達センター」の次に「並びに子ども発達センター堀切分室及び子ども発達センター水元分室（以下「子ども発達センター等」という。）」を加える。

第5条の見出し及び第6条の見出し中「子ども発達センター」を「子ども発達センター等」に改める。

第12条中「障害者福祉センター」の次に「又は第1条第2項の表に規定する分室」を加える。

第2条 葛飾区障害者福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表に次のように加える。

〃 障害者福祉センター新小岩分室	〃 西新小岩四丁目33番2号
------------------	----------------

第2条第2項の表に次のように加える。

〃 障害者福祉センター新小岩分室	子ども発達センター新小岩分室	児童発達支援事業所	(1) 児童発達支援事業 (2) その他区長が 必要と認める事 業
------------------	----------------	-----------	--

第4条中「及び子ども発達センター水元分室」を「、子ども発達センター水元分室及び子ども発達センター新小岩分室」に改める。

第5条中「又は保育所等訪問支援事業」を「、保育所等訪問支援事業又は居宅訪問型発達支援（児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）を行う事業」に、「児童福祉法」を「同法」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は同年7月19日から施行する。